

物流連携効率化推進事業実施要領

平成21年4月20日 国政参第35号

この実施要領は、物流連携効率化推進事業費補助金交付要綱（平成21年4月20日付国政参第34号、以下「補助要綱」という。）に定める物流連携効率化推進事業費補助金の交付等物流連携効率化推進事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 物流連携効率化推進事業の趣旨・目的

物流拠点周辺や都市内において、十分な荷捌きスペースの不足や関係者間の共通ルールの不存在等により、物流の効率化を著しく阻害する状態が散見されており、我が国の成長力の強化や環境負荷の低減の観点から、物流の効率化を図ることが緊喫の課題となっている。

本事業は、このような状況に対応すべく、貨物運送事業者、地方公共団体、荷主等関係者等の物流に係る多様な関係者が連携し、当該関係者から構成される協議会が行う輸送ルートの集約、輸配送の共同化、物流施設の混雑状況に関する情報提供等、地域全体として最適な物流の効率化を図る取組みを支援することにより、効率的で環境に優しい物流の実現に資する取組みを推進するものである。

2. 補助対象事業者について

本事業の補助対象事業者については、貨物運送事業者（貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者又は倉庫事業者をいう。以下同じ。）、地方公共団体、荷主等関係者その他これらに準ずるものとして国土交通大臣が認定した者から構成される協議会（以下単に「協議会」という。）とする。

なお、その他これらに準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

3. 物流連携効率化推進計画の策定について

1. の趣旨・目的を踏まえ、協議会は、地域の物流の効率化を推進するための計画（以下「物流連携効率化推進計画」という。）を作成することができることとする。物流連携効率化推進計画には、物流連携効率化推進事業を活用して地域が目指すこととなる目標を、地域の合意として具体的に定めるとともに、同計画について、適切な効果の評価を行う等により、地域の多様な関係者による真の協働を促進するとともに、効率的・効果的な取組みを促進することとする。物流連携効率化推進計画の構成等については、別添「物流連携効率化推進計画の作成について」を参照のこと。

4. 物流連携効率化推進事業実施計画等の策定について

1. の趣旨・目的を踏まえ、物流連携効率化推進計画の円滑かつ確実な実施を確保するため、同計画において実施することとされた事業の円滑かつ確実な立ち上げについて、同計画の計画期間の当初（最大3年間）において、特に、協議会が、物流連携効率化推

進事業による支援を活用しつつ、取り組むこととする事業について、計画的かつ効率的・効果的な実施を促進するため、物流連携効率化推進事業計画を策定することとする。なお、物流連携効率化推進事業計画には、物流連携効率化推進事業を活用して地域が目指すこととする目標を、地域の合意として具体的に定めるとともに、同計画について、適切な効果の評価を行う等により、地域の多様な関係者による真の協働を促進するとともに、効率的・効果的な取組みを促進することとする。

また、地域の物流の問題を踏まえた、効果的な物流連携効率化推進計画の策定を促進するため、物流連携効率化推進計画策定調査実施計画を策定することとする。

5. 補助事業の採択等

- (1) 物流連携効率化推進事業は、地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「地方運輸局長等」という。）の認定を受けた物流連携効率化推進計画策定調査実施計画及び物流連携効率化推進事業計画に基づく事業について予算の範囲内で補助するものとする。
- (2) 地域の物流効率化の効果的な推進のために、物流連携効率化推進事業は、例えば流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）等の支援方策と連携して活用されることが望ましい。
- (3) 地方公共団体、施設管理者が自ら整備する荷捌き施設、駐車場整備等に係る購入・整備については、補助対象としないものとする。

6. 補助金の交付

- (1) 一の補助事業に係る下限額は100万円とする。
- (2) 交付申請書の添付書類
補助要綱様式第1別紙欄外に記載の「その他補助金の交付に関して参考となる書類」とは、以下のものとする。
 - ①事業の概要がわかる資料（実証運行の経路等事業の概略図、施設の見取図面、システム概要等）
 - ②補助対象経費に係る消費税について一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合はその旨を記した理由書
- (3) 実績報告書の添付書類
補助要綱様式第7別紙欄外に記載の添付書類については以下のとおりとする。
 - ①「補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類」とは、以下のものとする。
 - ア. 車両購入の場合
納品書・自動車検査証の写し、写真等
 - イ. 車両以外の物品の購入の場合
納品書の写し、写真等事業の実施を証する書類
 - ウ. ア. イ. 以外の場合
業務完了報告書・調査結果報告書等事業の実施を証する書類
 - ②「物流連携効率化推進事業費補助金交付要綱において、別表中「補助金の額の確

定」の欄に規定する額を明らかにした書類」とは、以下のものとする。

ア. 車両・物品の購入の場合

補助事業に係る契約先からの請求書の写し等

イ. 実証運行の場合

補助事業に係る契約先からの請求書の写し、収支計算書及び輸送実績に関する書面等

ウ. ア. イ. 以外の場合

補助事業に係る契約先からの請求書の写し、補助事業に係る収入がある場合には収支計算書等

- ③「補助対象経費の支払いを証する書類」とは、補助事業に係る契約先からの領収書の写し等とする。ただし、添付できない場合は後日提出することも可とし、この場合においては、補助事業実施主体の確約書を添付すること。

7. 物流連携効率化推進事業に関する事後評価

- (1) 物流連携効率化推進計画策定調査実施計画に基づく事業については、協議会において事業の実施状況の確認、評価を行い、評価等の結果については、1月末までに、地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、協議会に対し、評価結果を通知するとともに、必要に応じて、物流連携効率化推進計画の策定に関する助言等を行うこととする。

- (2) 物流連携効率化推進事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく事業については、毎年度、協議会において、事業の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ事業計画の見直しを行うとともに、評価等の結果については、毎年1月末までに、地方運輸局等に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求めるものとする。

なお、事業計画を見直した場合、協議会は、当該事業計画を速やかに地方運輸局等に提出し、地方運輸局長等の認定を受けることとする。事業計画を見直さない場合、協議会は、初年度に認定を受けた事業計画どおりに次年度も事業を実施する旨、地方運輸局長等に通知することとする。

さらに、協議会においては、最終年度において、事業計画全体の目標に対する評価を行う等事業の実施状況の確認、評価を総括するとともに、当該評価等の結果について、1月末までに、地方運輸局等に報告するとともに、公表するものとする。地方運輸局等においては、当該評価（自己評価）等を基に二次評価を行い、協議会に対し評価結果を通知するとともに、必要に応じて、本格実施に向けた助言等を行うこととする。

- (3) 物流連携効率化推進事業（物流連携効率化推進計画策定調査実施計画に基づく事業及び物流連携効率化推進事業計画に基づく事業）に関する二次評価を実施する際には、各地方運輸局等において、各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる

第三者評価委員会を設置することとする。

(4) 二次評価の結果を含む事後評価の結果については、毎年2月末までに、地方運輸局等から国土交通省政策統括官へ提出することとする。

(5) 上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び協議会において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則 (平成21年4月20日 国政参第35号)

・この要領は、平成21年度の補助金から適用する。